

会 議 報 告 書		
会 議 名	第 1 回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開 催 日 時	平成 2 7 年 8 月 2 8 日 (金) 1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 5 0	
開 催 場 所	草津市役所 5 階 5 0 2 会議室	
委 員	氏 名	氏 名
	佐藤 卓利	中西 大輔
	清水 啓司	小賀野 京子
	片岡 美弥子	高島 聡
	山根 明美	堀 裕子
	卯田 正明	
事 務 局	健康福祉部：小川副部長	
	介護保険課：居川課長、福留専門員、村上主査、宮崎主事	
記 録 作 成 者	介護保険課 介護保険グループ 村上	
そ の 他	傍聴者 1 名	

## 1. 開会

○居川介護保険課長 本日は、草津市地域密着型サービス運営委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

定刻よりも少し早いですけども、おそろいいただいておりますので、これから始めさせていただきますしたいと思います。私、司会の介護保険課の居川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会でございますが、9人の委員、全員の皆様に御出席をいただいております。草津市附属機関運営規則第6条第1項の規定により「委員の半数以上の出席」をいただいておりますことから、この委員会が成立していることを御報告させていただきたいと思います。

本委員会は、草津市審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により、市民の皆様に公開することになっております。本日の会議開催に当たりまして、傍聴の方ということで1名お越しいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、本委員会で御審議いただきました内容につきましては、会議録としてまとめさせていただきます、草津市のホームページに後日公開をさせていただきます。

それでは、会議の開催に先立ち、健康福祉部副部長の小川が、御挨拶申し上げます。

## 2. 挨拶

○小川健康福祉副部長 皆様、改めまして、こんにちは。先ほどは、暑い中、現地の見学ということで、皆さん御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

第1回目の草津市地域密着型サービス運営委員会を開催するに当たりまして、一言、御挨拶を申しあげたいと思います。

日ごろは、草津市の高齢者福祉、また介護保険行政に、多大なる御支援をいただきましてありがとうございます。御承知のとおり、急速に高齢化が我が国においては進むということで、2025年には全国で高齢化率が30%を超えると言われております。

草津市の場合は、今の想定ではおおよそ高齢化率は22%ぐらいになると予想はされてはいるのですが、そういった意味では全国の中でも、高齢化率がそれほど高くない地域になってくると思います。

ただ、草津市は、転入の方等がたくさんありまして、そういった町の発展の過程もありまして、今後後期の高齢者の方が今の1.5倍、五千人くらい増えるということが、この10年間の間で予想されております。こういった方々に、地域の中で生きがいをもって暮らしていただける地域づくりが大切になるとは思いますが、あわせてやはりどうしても必要になってくる介護サービスをきちっと整備していくということも大事になると考えております。

今年度から第6期の草津あんしんいきいきプランが始まっておりますが、その中では地域において高齢者の生活を支える、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが充実をしていくということで、地域包括ケアシステムの構築を目指しているところでございます。

本日御協議いただきます地域密着型サービスにつきましては、この地域包括ケアシステムを進めていくに当たりまして、やはりその中核となるサービスであると考えております。本日は第1回目の会議でもございますので、地域密着型サービスについての概要でありますとか、また本市のあんしんいきいきプランとこのサービスとの関連性、そういったことも御説明させていただきながら、先ほど御見学いただきました、事業所についての指定についての御協議もいただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○居川介護保険課長 委員会の開催につきましては、草津市附属機関運営規則により、委員長が召集することとなっておりますが、今回第1回目の委員会ということですので、市

長名で召集をさせていただいております。

また、委員の皆様には平成27年7月15日から平成30年3月31日までの間、委員をお願いさせていただくということで、先般、委嘱状を送らせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に委員紹介に入らせていただきたいと思います。委員の皆様にはお席の順に自己紹介をお願いしたいと思いますので、佐藤委員から順次お願いできますでしょうか。

○佐藤委員 立命館大学の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。先ほどお話にも出ました草津あんしんいきいきプランの策定にも携わらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○中西委員 滋賀県の南部健康福祉事務所、草津保健所におります中西と申します。昨年から委員を継続して務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○清水委員 グループホームオアアの管理者をしています、清水と申します。よろしくお願いいたします。今年度から初めて委員会のほうに参加させていただいて、わからないことが多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

○小賀野委員 特別養護老人ホームゆうすいのさとで、ケアマネジャーとしております小賀野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○片岡委員 社会福祉法人誠光福祉会なぎさ、デイサービスなぎさの片岡です。認知症対応型通所介護事業所の代表として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高島委員 株式会社ユニパの高島と申します。東矢倉にあります、あん矢倉の管理者と、この会議で指定をいただけたら、あんサテライトの管理者も兼ねることになりますので、よろしくお願いいたします。

○山根委員 今年度の公募でさせていただくことになりました、山根明美といいます。よろしくお願いいたします。

○堀委員 同じく、今年度の公募で委員をさせていただきます、堀と申します。よろしくお願いいたします。

○卯田正明委員 まちづくり協議会の卯田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○居川介護保険課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

○小川健康福祉副部長 改めまして、健康福祉部副部長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○居川介護保険課長 介護保険課長の居川です。よろしくお願いいたします。

○福留介護保険課グループ長 介護保険課介護保険グループのグループ長をしております、福留と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険課村上主査 介護保険課介護保険グループ、村上と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険課宮崎主事 同じく介護保険課介護保険グループ、宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

### 3. 議事

○居川介護保険課長 それでは、早速ではございますが、議事に移らせていただきたいと思います。

今回、1回目の委員会ですので、草津市地域密着型サービス運営委員会の概要等について、事務局からまず説明をさせていただきたいと思います。

○事務局 地域密着型サービス運営委員会について御説明させていただきます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をお願いします。

お手元に、第1回草津市地域密着型サービス運営委員会配布資料一覧があるかと思いますが、それを見ながら資料の御確認をよろしくお願いします。

まず、資料1-1ですが、草津市附属機関設置条例の抜粋のものになっております。

次に、資料1-2は、草津市附属機関運営規則になっております。

続きまして、資料2は、地域密着型サービスの概要ということになっておりまして、こちら両面刷りで1枚ものの資料になっております。

次に、資料3-1は、地域密着型サービス事業所の指定についての資料になっておりまして、両面刷りで3枚の資料になっております。

次に、資料3-2は、一番ボリュームのある資料になりますが、こちらは小規模多機能ホームあんサテライト指定審査資料になっております。こちらの資料につきましては、委員会終了後に回収させていただきますので御了承ください。

続きまして、資料4は、草津あんしんいきいきプラン第6期計画の概要版になっております。

次に、資料5は、草津市地域密着型サービス事業所整備事業者の募集について、草津市のホームページより抜粋した資料になっております。

次に、資料6は、介護保険制度改正についての資料になっております。こちら1枚の資料になっております。

最後に、資料7ですが、草津市地域密着型サービス運営委員会委員名簿になっております。

資料に不足等ございませんでしょうか。

また、そのほかに、介護保険制度等に関するパンフレットなども一緒に配付させていただいておりますので、お持ち帰りいただいてそちらのほうは御確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、まず草津市地域密着型サービス運営委員会の概要について御説明いたします。先ほど御確認いただきました資料1-1、及び1-2を御覧ください。当委員会は、資料1-1草津市附属機関条例、及び、資料1-2草津市附属機関運営規則に基づき、設置された附属機関になります。

当委員会で議論いただく内容につきましては、資料1-1、3ページの別表第1に掲げている事項になりますが、地域密着型介護サービス等の費用の額に関する事、地域密着型サービス等の事業者の指定に関する事、指定地域密着型サービス等の整

備並びに人員、設備および運営の基準についての調査審議に関することが、その内容となります。

続きまして、地域密着型サービスの概要について御説明いたします。資料2を御覧ください。

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅、または地域での生活を継続できるようにするためのサービスであり、資料2裏面に記載のある8種類のサービスが、地域密着型サービスとして介護保険法により示されております。

現在、草津市ではそのうち5種類のサービスが利用可能になっており、利用可能なサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の5種類になっております。

また、後ほど、再度説明させていただきますが、地域密着型サービスの中でも、今年度、草津市が整備事業者を公募している3つの地域密着型サービスについて、前のスクリーンのイメージ図と一緒に御紹介いたします。

スクリーンと資料2の裏面を御覧ください。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスになっておりまして、1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型、または、訪問看護事業所と緊密な連携を図って実施する連携型の2種類の類型があります。

次に、小規模多機能型居宅介護につきましては、定員29人以下の登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時の訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することで、できるだけ居宅における生活の継続というところに重点をおいて支援するサービスになっております。

最後に、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、先ほどの小規模多機能型居宅介護をサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスになっております。

続きまして、この地域密着型サービスの特徴について、御説明いたします。

地域密着型サービスの特徴といたしましては、資料2表面の下段にあるとおりですが、

原則として、その市町村の被保険者のみが利用可能なサービスであること、ほかの介護保険サービスが県の指定事業であるのに対して、地域密着型サービスは市が事業所の指定や、指導監督権限を持っていることが特徴として挙げられます。

また、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、市町村ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定を制限することができます。このため、草津市では、日常生活圏域ごとに必要な数量を3年ごとの介護保険事業計画に定め、バランスよく計画的な整備を進めているところであります。

そのほかにも、地域密着型サービスは、利用者と施設の職員がなじみの関係を築けるように、小規模、少人数の施設となっておりまして、地域住民や地域の自治会などと良好な関係を築くように運営基準等で定められていることから、利用者と地域の交流、つまり、住みなれた地域での交流が期待できるというところが、特徴になっております。

簡単ではございますが、以上が地域密着型サービス運営委員会及び地域密着型サービスの概要の説明になります。よろしく願いいたします。

○居川介護保険課長 ただいま説明させていただいた件について、御質問、御意見等がありましたら、お出しをいただきたいと思っております。

ございませんでしょうか。また、随時お尋ねいただきたらと思っております。

では、続きまして、議事の2に移らせていただきたいと思っております。

議事の(2)委員長および副委員長の選出でございます。草津市附属機関運営規則第4条第3項に基づき、委員長及び副委員は互選により定めるということになっております。

いかが取り諮らせていただければよろしいでしょうか。

○委員 事務局一任

○居川介護保険課長 ありがとうございます。今、事務局にというお声いただきましたが、いかがでしょうか。

○委員 了承

○居川介護保険課長 ありがとうございます。それでは、事務局としましては、前回、第5期計画時にも当委員会の委員長を務めていただいております佐藤委員に、引き続き委員長をお願いしたいと考えております。

また、副委員長につきましては、地域密着型サービス事業者を代表いただき、清水委員をお願いしたいと考えております。

佐藤委員、清水委員、お願いできますでしょうか。

(佐藤委員、清水委員から承諾の声あり)

ありがとうございます。それでは、委員長は佐藤委員に、副委員長は清水委員にお願いすることといたしたいと思っております。

それでは、委員長と副委員長におかれましては、就任に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長（以下、「委員長」） はい。私、佐藤のほうから御挨拶をまずさせていただきます。

当地域密着型サービス運営委員会の委員も前年度もさせていただいておりますし、先ほどの自己紹介のときにもちょっとお話させていただきましたが、あんしんいきいきプラン委員会との密接な調整、ということも大事だと思っておりますので、そういう観点で進めたいと思っております。

先ほどの事務局の御説明の中にもありましたように、地域密着型サービスについては、指定、指導・監督権限は市にございます。他のサービスについては、県が指定権限を持っているのですが、この地域密着型サービスは介護保険の運営主体である、市と一緒に指導・監督権限を持つということで、より身近なサービス提供の仕組みだと思っております。私たちとしては、できるだけ利用者の皆さん、そして利用者の家族の方にとって、より良いサービスがこの草津市で実現できるようにしていくということが務めであると思っておりますので、委員の皆さんの御協力をいただき、そういうことにできるだけ努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



○居川介護保険課長 清水委員、お願いします。

○清水啓司副委員長 今年度、初めて委員会のほうに参加させていただいて、いきなりその副委員長という立場にさせていただいて、不安が結構ありますが、自分の持っている少ない知識の中で、何とか皆さんと一緒にできたらなと思っています。また、いろいろ教えていただきたいなというのも思っていますし、ここでいろいろ培った知識とか経験を施設運営に反映できたらなとも思っています。いろんな御意見等を聞かせていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○居川介護保険課長 ありがとうございます。それでは、これ以降の進行につきましては、草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、佐藤委員長のほうにお願いしたいと思います。

佐藤委員長と清水副委員長におかれましては、前のほうに席を用意させていただいておりますので、移動のほうをお願いしたいと思います。

(席移動)

○居川介護保険課長 それでは、委員長よろしくお願いします。

○委員長 それでは、ここから運営委員会の進行を務めさせていただきます。

お手元の次第の議事項目の(3)地域密着型サービス事業所の指定についての議事に入りたいと思います。

先ほど、あんサテライトのほうで、大変忙しい中、当委員会のために時間を割いていただいて、見学の機会を与えていただきまして、改めて、高島委員どうもありがとうございました。

今回は、地域密着型サービス事業所の指定についてという資料3-1ですが、新規指定として小規模多機能ホームあんサテライトから提出されております。高島委員の事業所ですので、当事者ということになりますので誠に申しわけございませんが、この件については、御退席をいただければと思います。

○高島委員 はい。退出いたします。

○委員長 また、この件が終わりましたら、入室をお願いします。

○高島委員 失礼します。

(高島委員退出)

○委員長 それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局 議事(3) 地域密着型サービス事業所の指定の案件について、御説明をさせていただきます。

それでは、皆様、お手元にごございます資料3-1 地域密着型サービス事業所の指定についてと資料3-2 小規模多機能ホームあんサテライト指定審査資料を御準備ください。資料3-2が今回の指定申請に際して事業所から提出された資料でございます。それを要約させていただいたものが資料3-1になりますので、説明自体はこの資料3-1に基づき、御説明をさせていただきます。

それでは、資料3-1を御覧ください。

まず、新規指定となっておりますが、小規模多機能ホームあんサテライトは小規模多機能型居宅介護事業所になります。事業所の概要につきましては、先ほど見学にも行っていただいたとおりのもなのですが、所在地は草津市芦浦町326-7、指定申請者は株式会社ユニパ、代表取締役高島聡氏でございます。

当該事業所は先ほどからサテライトという言葉が何回か出ておるんですが、この小規模多機能につきましては、本体事業所という概念とそれに付随した形でサテライト事業所というものを設けられるサービス形態になっております。本体の事業所は既に平成24年4月13日に指定を受けおられまして、これが小規模多機能ホームあん矢倉になります。今回、その小規模多機能ホームあん矢倉を本体事業所とするサテライトの事業所の申請となります。

サテライト型事業所というものが、本体とどう違うかというところなのですが、幾つかあるのですが、登録定員が少ないという部分があったり、管理者が本体の事業所と兼務が

できるなど、人員基準等が一定緩和されていたりという部分がございます。

続きまして、2. 基本方針・運営方針等については、事業所から御提出いただきました、運営規定等から抜粋させていただいており、それぞれ基本方針、運営方針、提供するサービス、というふうに順番に抜粋をさせていただいております。小規模多機能型居宅介護という事業所は、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスという3つのサービスを柔軟に組み合わせて提供される事業所でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。指定に当たりまして、先ほどもお話が出ましたように、現在この地域密着型サービスの基準は、市の条例で設けておるところでございます。市の条例と、今回申請された計画との比較を3ページ以降させていただいておりますので、順に説明をさせていただきます。

まずは、人員に関する基準になります。左側が、市の条例における基準になっております。右側が、小規模多機能ホームあんサテライトの基準になっております。

従業者の人数等につきましては、通いサービスにつきましては、利用者3人に対して1人の職員配置が必要になっています。これに対して、あんサテライトにつきましては、通いサービス定員9人に対して、常勤換算で5人以上ということで、基準を満たしています。

続きまして、日中の訪問サービスになります。1人以上の配置が義務づけられているところ、2人の配置とされておりますので、この基準も満たされております。

夜勤職員になります。時間帯を通じて1人以上と市条例は規定しておりますが、こちらについても夜勤職員は1人確保される計画になっております。

また、介護従業者のうち、常勤の職員を1人以上位置づけることになっていますが、常勤の職員も6名確保されるという形になっております。

続きまして、介護従業者のうち、1名以上が看護師または准看護師という基準があります。これは常勤、非常勤の要件はございませんが、非常勤の看護師を1名採用される予定となっております。

介護支援専門員につきましても、非常勤1名を確保されておられます。

管理者につきましては、常勤専従が要件になっていますが、サテライト事業所については、本体事業所の管理者がこの管理業務を兼務できるという形になっておりますので、本体事業所の管理者が今回は兼務をされるということになっております。また、管理者の要件としまして、3年以上認知症である者の介護を経験されている方、該当の研修を修了されている方というものがあるのですが、当該事業所の管理者におかれましては、認知症介護

従事者期間が3年以上ございますし、該当の研修も修了されておられます。

代表者につきましても、認知症介護の従事経験等、厚生労働大臣の定める研修を修了していること、というのがありますが、こちらにつきましても研修は修了されているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。設備に関する基準になります。

市条例における基準、登録定員ですが、18人以下というのがこのサテライト事業所の基準になっております。あんサテライトにおかれましても、登録定員は18名とされる予定となっております。

通いサービスの利用定員につきましては、登録定員の2分の1から12人までというところがございますので、この場合当てはめると9人から12人というところになるのですが、通いサービスは9人からスタートをされる予定となっております

宿泊サービスの利用定員につきましては、通いサービスの利用定員の3分の1から6人までという規定になっておりますので、先ほど通いサービスが9名だったので、3名から6名までということになるのですが、宿泊サービスの利用定員は4名とされておられます。

続きまして、設備・備品についてですが、市条例において、居間及び食堂については、機能を十分に発揮し得る適当な広さという基準になっておりますが、42.68㎡で申請をされています。こちらは事前に私どもも図面もいただいておりますし、また現地に確認に行き、実際に測定をしており、基準を満たされていること確認しております。参考までになりますが、定員×3㎡という基準があり、9名×3㎡=27㎡以上であれば、基準を満たされるという判断でございます。

宿泊室の個室の定員ですが、個室定員は1人、利用者の処遇上必要であれば2人まで可という基準があります。1人部屋が本日見ていただいたとおり、2部屋ございます。個室の床面積は7.43㎡以上というものが求められておりますが、こちらについても7.48㎡ということで基準を満たされています。

また、個室以外の宿泊室を設置する場合、1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造というものが必要になりますが、本日御確認いただいたとおり、個室が2部屋続いて、もう1部屋引き戸のお部屋があったかと思えます。そちらの部屋については間仕切りが出来き、1人当たりの面積を測定しますと、7.56㎡であり、こちらも基準を満たしております。

消火設備等につきましては、消防法その他に規定された設備というものが基準上必要に

なりますが、スプリンクラー、自動火災報知機、火災通報装置等について、必要なものは設置されております。

立地につきましては、基準上、家族や地域の方との交流の機会が確保できる地域に建てること、とありますが、本日御確認いただいたとおり、住宅地に建てておられますので、地域の方との交流等も期待できる計画となっております。

続きまして、5ページになります。運営に関する基準になります。

基準上、運営推進会議というものが必要になってまいります。これは地域密着型サービス事業所につきましては、2カ月に一度、市職員、地域包括支援センター職員、地元の方、御家族、御利用者等が集まり、運営に関する会議を開くことになっております。こちらにつきましても、あんサテライトについては、運営規定等に明記をされており、また、そういったものを設置するというので、準備を進められておられます。

また、運営規定、重要事項説明書の作成、内容および手続きの説明および同意、という市の基準がいくつかありますが、こちらについても、それぞれ運営規定等に明記をされており、適正な運営を図る計画となっております。

以上、非常に簡単ではございますが、小規模多機能ホームあんサテライトにつきましては、市における条例における各基準を満たす計画となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 どうもありがとうございました。今の事務局からの御説明に関して、委員の皆様、御質問ございませんか。

○委員 本日、条例の配布はありますか。

○事務局 申し訳ございません。本日配布の資料の中には用意しておりませんでした。本日の資料については、事務局で必要な箇所を抜粋し、作成いたしました。該当の条例等につきましては次回事務局で御用意をさせていただきまして、委員の皆様へ配付をさせていただきたいと思っております。

○委員長 今のことにも関連して、基本的に条例や規則に沿って、チェックをしていくという作業が、この委員会でも必要になってくるかと思っておりますので、そのために必要な規定

集というか、基本的な資料として、次回委員会以降ですね、私たちが持って来られるように準備していただければというふうに思います。

○委員 サテライト型っていうのは初めて聞いたので、要件緩和っていうことでしたら、言われるように参考になる資料が必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 そのサテライト型に関してですが、草津市においては今回初めてのケースですよ。規制緩和と言いますか、サテライトが全国的に認められるようになったのは、いつからでしたか。

○事務局 平成24年の改正になっています。

○委員長 他にございませんか。はい。どうぞ。

○委員 直接、今の説明していただいた内容とは、直接関係ないかもわかりませんが、今この出していただいた、これの19ページをね、見ていただきたいんですけど。

○委員長 資料3-2ですかね。

○委員 はい。ここに駐車場の絵が描いてあるのですが、普通自動車は駐車してすぐに前の道に出ることは、市の指導で出来ないことになっていると思います。一旦出入り口が1カ所か2カ所あって、それから駐車場のスペースを設けると。これ見てみると、前の道にすぐに出る配置となっています。先ほど事業所を見学した際、おかしいなと思ったのは、道から反対側に車止めがあり、すぐに道に出るのが、どうなのかなと。一度担当部署に確認いただきたいと思います。地域の方の安全等を考慮し、それは気にしてほしいと思います。

○委員長 他にいかがですか。それでしたら、私のほうから一点。人員に関する基準について、先ほどの資料3-1の3ページのところで、市条例における基準と対比して、あんサテライトの人員がそれぞれ挙げられており、適否が全部○となっています。

それと、もう一つ。資料3-2の16ページのところに、従業者の勤務体制について、管理者から順に職員の名前が挙がっていますが、介護職員とかが、介護職員1から6というふうになっていますよね。固有名詞まだ入っていないのですが、9月12日から開所とって言っていましたよね。開所と同時に定員が全て埋まらないのではないかと思うんですよね。そうすると、その時点に対応した数で、介護職員の数っていうのが決まるっていうので、こう理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 はい。一定、提出をいただいている申請自体は登録定員のところから算出して組まれているところですが、今、委員長がおっしゃっていただいたように、開所当時に通いのサービスが9名おられるかというところ、そこは非常に難しいところかなっていう部分がございます、順々に職員さんは増していかれる御予定と聞いております。

○委員長 なので、今の段階で介護職員1から6となっているけど、具体的に固有名詞がだれかってことは、市のほうには届け出てないということですね。

○事務局 はい。

○委員長 そういうことですね。そういう予定であると。そういうことで、指定は可ですか。

○事務局 はい。最低基準は満たされている形になっておりますので、指定に際して影響はありません。

○委員長 他にございませんか。

○委員 指定には直接関係ないのですが、資料3-2、64ページ、3についてです。この中で、総合マネジメント体制強化加算っていうのがありますが、今年から新しくできた加算になりますね。これについて御説明をお願いします。

○事務局 はい。今、委員のほうからございました、総合マネジメント体制強化加算につ

いて御説明いたします。今おっしゃっていただきましたように、今年から新たに加算のメニューに加わったものになります。これは、小規模多機能型事業所において、登録者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、地域の住民の方との交流や地域への活動の参加を図りつつ、登録されている方の心身の御状況、御希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員、その他の関係される方が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民との交流の取り組みを評価する、という加算になっております。

どういった場合に算定できるか申しあげますと、2つ要件がございます。小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や、家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時そういった計画の見直しを行っていること、というのが1つ目の要件になっております。

2つ目が、日常的に地域の住民の方との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること、という要件になっております。

活動の例としましては、登録されている方の御家族や登録者と関わる地域の方からの利用者の方に対する相談、自治会活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等、こういったものが想定をされているところでございます。

○委員 はい。では、そのチェックはだれがするのですか。市ですか。

○事務局 そうですね。市のほうがこの加算について確認をすることになりますが、例えば今申しあげた活動の報告等をいただきまして、そういったものでチェックをさせていただく形になるかと思えます。

○委員 文章によるチェックですか。

○事務局 書類によるチェックとあわせまして、先ほど申しあげた運営推進会議については2カ月に一度、各事業所で開かれていているところなのですが、そういった機会でも地域での活動の報告があります。聞き取りも含め、そういったものを再度御提出をいただくことを想定しております。



○委員 運営推進会議は、市ないしは地域包括支援センターの職員の方が出られるということですね。

○事務局 はい。少なくともどちらかは出席をしております。

○委員長 他にいかがでしょうか。

○委員 ちょっと基本的な質問で申し訳ないのですが、よく在宅サービスをやっていると、サービスが必要でどうしても支えきれなくて、目一杯サービス使っている方がおられます。そういった方は小規模多機能のサービスはどうですかってことになっていくのですが、結局、本人さんがもうちょっと通いのサービスをしたいなっていうところが入れてもらえなかったり、お泊まりのサービスもうちょっと必要だなんて願いがかなわないっていう声も結構聞きます。ケアマネジャーさんが非常勤でいらっしゃるようですけれども、そのケアプランの透明性っていうのですかね。本当に御本人であったり、御家族のニーズにきちっと応えていらっしゃるのか。小規模多機能型のサービスとして理想的に堅実に実績もつくっていらっしゃるから、良いサービスなのだろうと思いますけれども、利用される側のニーズに本当に応えていらっしゃるのかな、という透明性は、どの辺で図っていただけるのでしょうか。

地域とも交流します、しますっていうのはいいのですが、本当に利用される側からは、それで満たされていらっしゃるのかなっていう。結局、特別養護老人ホームの入所待ちのため、ショートステイのようにお泊まりもしたい。それがあから、在宅をもうちょっと御家族もがんばろうかなっていう方も多くいらっしゃるのですが。小規模多機能を利用すると、ケアマネジャーも1人で、その他のケアマネジャーや外のサービスとのいろんな関与がなくなるわけですから、何か物が申しあげにくい関係になってしまうっていう声も時々聞くのですが、その辺はどのように透明性を図ってくださっているのですか。

○事務局 そこはやはり実地指導を行うことや、その他にも当然計画作成の部分については、ケアプラン点検を実施しており、サービスの提供内容については適正化を目的に取り組んでいます。介護保険課においても、専門のケアマネジャーを採用しており、実地指導の際には、その職員にも同行してもらってケアプランの内容確認を行っています。利用者

の状態像を見ながら、その方について、本当に適正な計画かどうかというのは、そこでチェックも含めさせていただいております。その方にとって、本当に必要なサービスの部分と、その方の意向の部分っていうのは、ちょっとずれがある部分が当然あるかと思いません。客観的に見て、その方が、通い、週に例えば3回で大体いけるだろうなという方でも、本人の御希望で毎日でも通いたいという当然御希望あると思います。そこの部分で、あとは、ただそれ5回が不適正であるとか、3回だから足りない、不適正だっていうのは、ある意味グレーゾーンというか、そこの部分になってくる部分もあるかと思いますが。小規模多機能型居宅介護というサービス自体が包括的な、1カ月当たりの報酬が決まった中で、提供していくサービスになりますので、単純に5回行ったら上限を超えてしまうっていうサービスではありません。事業所の通いの定員の空き具合であるとか、個々の調整になってくる部分はあるかと思いません。極端に、どう考えてもこの状態像で、週に1回の通いであったり、泊まりであるのは、少な過ぎるなっていう、そういう部分のチェックについては実地しております。

○委員 認知症が進行された方で、なかなか色々な通い型のサービスが難しいなっていう方が対象になっていくと思うのですが、すごく御家族から不安なお声を聞くのが、今までずっと長年1人のケアマネジャーが色々なサービス組み合わせて、担当者から皆さんを家に招集して、ああやこうや言って、柔軟にみんなで考えていただいていたのが、ぱっとその人が離れる不安っていうのが、ものすごく大きいって言われます。その辺の不安が、現地の説明で管理者の方からとてもお泊まりの人数が少ないと、とても自信を持って言われたところがすごいなあと思ったのですが、現実的に不安があります。私の中には、できるのかなっていう不安があります。

○委員長 今のお話は、小規模多機能型居宅介護事業所固有の、つまりいってみればサービスのパッケージですね。その中で、利用者の関係でいうと、完結してしまうという、そういう構造上の問題から出てくる不安ですね。そのケアマネジャーもそこ専任ですよ。そこのところの問題ですね。御指摘はね。そうすると、家族のほうからなかなか、そのサービスについて事業所に対して言いづらいという。そういうことがあるんじゃないかという。そういうことではと思います。

○委員 例えば通所介護ですと、御家族によくお会いする関係ってというのは、通所の事業所のほうが多かったです。実はねっていうことをお聞きすると、それは間接的にですが、ケアマネジャーに返して、プランの見直し必要なんじゃないのというような横の連携の意見が出せるのですが、それがとても出しにくくなって、かえって気を遣うとおっしゃられる方がいます。長年利用されていて小規模多機能型居宅介護に変えた家族さんからそっと聞いたりもします。そこがとってもつらいところだなと。家族さんもつらいところだと思います。それは制度上の問題ですけど、ケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護の中にいらっしゃらないという形が今後できたら良いのというふうに、個人的には思ったりもします。公平性とかいろんな意味で。

○委員長 そういう課題について意識が必要ですね。

他に何かありますでしょうか。いかがでしょうか。

はい。他に質問、御意見等なければ、本件、新規指定小規模多機能ホームあんサテライトの指定申請について、お諮りしたいと思います。

小規模多機能ホームあんサテライトの指定に賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○委員長 どうもありがとうございました。

以上で、議事の3が終わりました。

(高島委員入室)

○委員長 どうもお待たせしました。それでは、議事、その他について、事務局のほうからお願いします。

○事務局 はい。事務局のほうから、1点だけ報告をさせていただきます。

副部長の小川の挨拶にもありましたし、委員長のほうからの挨拶いただいた中にもあったのですが、この委員会は、地域密着型サービス運営委員会ということで、介護保険サー

ビスのうち、草津市が指定・指導の権限を持つ、地域密着型サービスに関する事項について御審議をいただく委員会ということになっています。本日配布しております資料4を御覧ください。草津あんしんいきいきプラン第6期計画についてということで、こちらの計画は、高齢者の福祉、施策に関する全体的な計画ということになっております。こちらの計画につきましても、当委員会にも密接に関係する計画ということになっておりますので、この場をお借りしまして計画の中身について簡単に触れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページから3ページまでが第1章ということになっておりまして、計画策定にあたってということで、計画策定の趣旨、計画の性格、日常生活圏域、計画の策定体制、計画の期間について、概要を記している部分になります。草津市では、日常生活圏域といたしまして、中学校圏域が6圏域あるのですが、こちらの中学校圏域をそのまま日常生活圏域ととらえて、6つの圏域にわけて、施策を進めてまいります。

次に4ページが第2章になっております。高齢者等の現状と将来推計ということで、本市の概況、高齢者等の状況、高齢者にかかわる地域活動の状況、要支援・要介護認定者の状況、高齢者数及び要支援・要介護認定者数の将来推計という部分につきまして、表やグラフ等について記載をさせていただいております。

次の5ページから10ページが第3章になっています。こちらのほうが計画の理念ということで、7つの基本目標及び地域包括ケアシステム構築のための重点的な取り組みということで、お示しをさせていただいているところになります。

この後の9ページ、10ページを御覧いただきますと、地域包括ケアシステム構築のための重点的取り組みとして、4つ重点事項を掲げており、その具体的内容を記載しています。そのうち4つ目の介護サービスの充実という箇所、地域包括ケアの基盤となります。地域密着型サービス事業の推進を挙げさせていただいております。事業としては、1つ目、2つ目、3つ目がこれに当たりますが、この3つの部分について、後ほども出てまいります。地域密着型サービス事業を重点的に取り組むということで、計画上でも位置づけをさせていただいているところでございます。

11ページから17ページが、第4章になります。第4章につきましては、あんしんプランと位置づけまして、先ほど第3章で触れました7つの基本目標のうちの5つ、地域包括ケアシステム構築の推進、介護予防の推進、認知症対策の推進、高齢者の住まい・居住環境の整備の推進、介護サービスの質の向上と円滑な利用の推進ということで、この5つ

の事業に対して記載をしている部分でございます。

このうち、当委員会にかかわります、地域密着型サービスに関する事業としましては、11ページの在宅ケアの推進という箇所では、小規模多機能型居宅介護事業所の整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の推進、看護小規模多機能型介護サービス事業所の推進になり、これらを対象としております。

概要版については、具体的な内容については、触れておりませんが、計画本編については、こちらの内容について詳細に掲載しております。小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、先ほど出ました日常生活圏域の玉川中学校区・老上中学校区に、1カ所ずつの計2カ所の整備を3年間に進めていく予定でございます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと、看護小規模多機能型居宅介護サービスのそれぞれの事業所につきましては、草津市内でそれぞれ1カ所整備するという事で取り組みを進めてまいります。

あわせて、資料5を御覧いただきたいと思っております。こちらの資料は、現在、今申しあげました3つのサービスについて、整備事業者の公募を実施しており、現在、市ホームページに掲載をさせていただいているものと同内容となります。こちらの計画は3年間の計画になってはいますが、市の方針としましては、今年度中に事業所を建設したいという意向がございますので、今年度内には事業所を建設するという事を条件で、平成27年9月11日を締め切り日としまして、募集をしています。整備事業者が決定し、事業所の開所が近づきましたら、本日と同様に事業所の指定について、本委員会で皆様に御審議をいただくということになりますので、その節はよろしくお願いいたします。

また、この事業所整備に関連して、御報告をさせていただきたいのですが、資料6になります。資料6を見ていただきますと、上から2つ目の☆印を付けている箇所になりますが、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所につきましては、これまで広域型の特別養護老人ホームとの併設が認められていなかったのですが、今回、平成27年度の介護保険制度の改正の1つとして、市町の判断で地域密着型のサービスの事業所を広域型の特別養護老人ホームに併設するということが認められるということになりました。本市におきましては、運営に支障がなければという条件が付きますが、こちらの併設を認める方針とさせていただいております。実際に、平成28年度開所予定の特別養護老人ホームがあるのですが、こちらの広域型特別養護老人ホームについては小規模多機能型居宅介護事業所を併設する計画になっておりますので報告をさせていただきたいと思

ます。

ここでまた資料4に戻っていただき、概要の説明を続けさせていただきたいと思います。

次に、18ページ、19ページが第5章になっております。第5章につきましては、いきいきプランということで、位置づけをさせていただいております。先ほど申しあげました、7つの柱のうち、第5章につきましては、残りの2つを挙げています。高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進分と、市民の健康づくりの推進について掲載しております。

次に、20ページから22ページが第6章になっていまして、そちらのほうは介護保険の事業費の見込みということで、サービス見込量、介護保険の総事業費算定および介護保険料の基準額の算定等、数値の部分を掲載させていただいている章になっております。

最後が23ページになりますが、第7章で計画の推進に関する記載をしており、計画推進における各主体の役割、計画の進行管理、計画の周知について、お示しをさせていただいているという構成になっております。

簡単ではございますが、計画についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長 はい。どうもありがとうございました。草津あんしんいきいきプラン第6期計画の概要について、説明していただきました。

先ほどの私の自己紹介の時も申しあげましたが、こちらの草津あんしんいきいきプランの策定にもかかわってきていまして、そこで感じることは、計画をつくることは大事だけど、それは目的じゃないですよ。これは手段であって、この計画に基づいて草津市で介護保険事業計画、それから高齢者の福祉が充実していく。そのための計画だということを、やっぱり計画に携わった人間としては、しっかり自覚を持って、進めていかなきゃいけないなと思っています。そういう点で言うと、まちづくりというか、広く言うと、ハードだけじゃなくて、草津全体、高齢者だけに限りませんけども、市民の方の福祉を充実していくという。そういう目標に向かって、それぞれの立場でどういうかかわり合い、仕事ができるかっていうことが、一番大事ななというふうに思っています。

偉そうなこと言って恐縮ですが、そういう点で本委員会は地域密着型サービス運営委員会ということで、それこそ一番近いところになります。委員の皆様が集まられて、節目節目で議論し検討する場ですので、ぜひ今後委員の皆様それぞれの職場なり、生活の場から、積極的な意見を出していただければなと思っています。

本日、初めて参加された委員の方も多いと思うのですが、感想等含めて何かあれば。

よろしいですかね。

はい。それでは、定刻よりやや早いですが、それも委員の皆様の御協力のおかげでござ  
いますけども、事務局から今後の予定について連絡はありますか。

○事務局 次回の当委員会の開催日なのですが、具体的な日程は未定でございます。ただ、  
草津市内に本日の議題と同じ小規模多機能型居宅介護事業所が、年明けの開所に向けて、  
現在、建設工事を進めておられます。正確な開所の日程等が確認できましたら、また1カ  
月半ほど前に委員の皆様には開催の通知をさせていただきたいと思っております。

○委員長 年明け開所ですね。その少し前に委員会を開催するということですね。

○事務局 今のところ年明けに開所予定と伺っておりますので、その少し前に、開催をさ  
せていただきたいと思いますと思っております。

○委員長 では、これで終了になります。

どうもお疲れさまでした。

【以上】